



幼保連携型認定こども園

認 可 申 請 ハ ン ド ブ ッ ク

平成28年 3月

平成31年3月改訂

令和6年9月改訂

令和8年7月改訂

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課

三重県教育委員会事務局小中学校教育課

目 次

1. 幼保連携型認定こども園に関する法令等	2
2. 幼保連携型認定こども園とは？	3
3. 幼保連携型認定こども園の認可基準(職員配置、職員資格、施設設備)は？	3
4. 幼保連携型認定こども園の利用手続きについて	8
5. 幼保連携型認定こども園である旨の表示	8
6. 名称について	8
7. 幼保連携型認定こども園認可申請手続き	9
8. 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(届出書)一覧表	10
9. 幼保連携型認定こども園認可申請事項等変更届出手続き	32
10. 幼保連携型認定こども園運営状況報告手続き	34
11. 幼保連携型認定こども園廃止(休止)の承認申請(届出)手続き	36
12. 幼保連携型認定こども園の設置者の変更等認可申請等手続き	39
13. 各種申請届出添付様式例	43

1. 幼保連携型認定こども園に関する法令等

《国》

（法律）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（政令）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）

（省令）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）

（告示）

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）

《県》

（条例）

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第93号）

（条例施行規則）

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年4月1日施行）

（要綱）

- ・幼保連携型認定こども園の認可等及び運営に係る実施要綱（平成27年4月1日施行）

2. 幼保連携型認定こども園とは？

以下の機能を備え、認可基準を満たす施設は、知事から「幼保連携型認定こども園」の認可を受けることができます。

1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

3. 幼保連携型認定こども園の認可基準(職員配置、職員資格、施設設備)は？

1 職員配置

(1)配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、以下のとおり、年齢別に園児の数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して算定します。

$$\begin{aligned}\text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times 1/3) \\ &\quad + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} \\ &\quad + (3\text{歳児} \times 1/15) \\ &\quad + \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/25\}\end{aligned}$$

(2)教育・保育に従事する者及び調理員等の必要配置数は、常勤換算職員数で満たす必要があります。

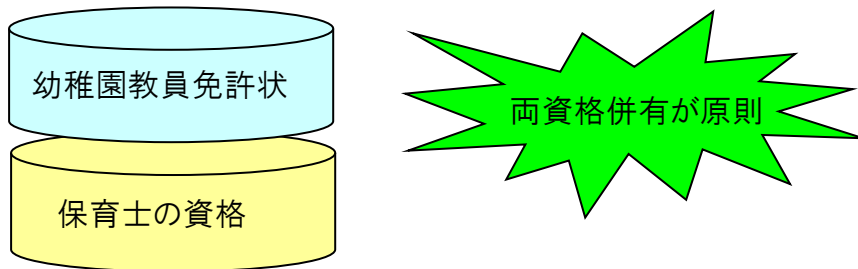
例 短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の時間数の合計

／ 各認定こども園の就業規則等で定めた常勤の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数

= 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)

2 職員資格

(1)教育・保育に従事する者



※満3歳未満の保育を担当する者も保育教諭となりますので、
両資格が必要です。

特例として経過措置期間中は一方の資格しか有していない場合でも教育・保育
に従事することができます。

(経過措置期間の詳細については子どもの育ち支援課へお問い合わせください。)

ア 特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

ただし、学級を担当する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましい。

イ 園に勤務する保健師又は看護師の取扱いについて

現行において、幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限って、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事できる取扱いとしていることをふまえ、当該者は、当分の間、園児の保育に従事できるものとする。(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担当することはできない。)ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を設置し、かつ、当該看護師等が保育を行うにあたって、条例第3条の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

ウ 園に勤務する特定理学療法士等の取扱いについて

現行において、幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を1人に限って、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事できる取扱いとしていることをふまえ、当該者は、当分の間、園児の保育に従事できるものとする。（当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない。）ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うにあたって、条例第3条の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

なお、条例第3条の表備考第5号及び附則第9項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うにあたって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(2) 認定こども園の長

認定こども園の長は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条もしくは第13条に基づいて任用されますが、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるために必要な管理及び運営を行う能力を有する者でなければなりません。

3 施設設備

(1) 幼保連携型認定こども園における建物等の位置

幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければなりません。

ただし、例外として、次のすべての要件を満たす場合は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなくてもかまいません。この場合、教育及び保育の全体的な計画の作成、職員間の連携等運営の一体性の確保について、より注意が必要です。

ア 園舎及び園庭が、園児が通常徒歩により移動できる範囲であること。

イ 園児の移動が精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。

ウ 教育及び保育の適切な提供が可能であること。

エ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること。

ただし、調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めません。

(2)園舎の面積

園舎の面積

学級数	面積
1学級	180㎡
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ㎡

+

保育室又は遊戯室の面積

満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき 1. 98㎡以上

+

乳児室又はほふく室の面積

乳児室	満2歳未満のほふくしない子ども1人につき 1. 65㎡以上
ほふく室	満2歳未満のほふくする子ども1人につき 3. 3㎡以上

※乳児室及びほふく室を一の部屋として保育を実施する場合は、ほふくしない子ども一人につき、1. 65㎡以上、ほふくする子ども一人につき、3. 3㎡以上の面積を確保する必要があります。

(2)－1 園舎の面積に係る既存施設の特例

保育所(平成27年3月31日において保育所であって適正な運営が確保されてい

ると認められているものに限る)からの移行である場合、次のすべての要件を満たす場合は、(2)の基準を満たさなくてもかまいません。

ア 保育室又は遊戯室の面積が、満3歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上であること。

イ 保育室又は遊戯室の面積が、満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき1.98㎡以上であること。

ウ 乳児室の面積が満2歳未満のほふくしない子ども1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積が満2歳未満のほふくする子ども1人につき3.3㎡以上であること。

※乳児室及びほふく室を一の部屋として保育を実施する場合は、ほふくしない子ども一人につき、1.65㎡以上、ほふくする子ども一人につき、3.3㎡以上の面積を確保する必要があります。

(3)園庭の面積

次のアとイのいずれか大きい方以上の面積が必要です。

ア

園庭の面積

満2歳以上の子ども1人につき 3.3㎡以上

イ

園庭の面積

学級数	
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{㎡}$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{㎡}$

+

満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき 3.3㎡以上

(3)ー1 園庭の面積に係る既存施設の特例

幼稚園(平成27年3月31日において幼稚園であって適正な運営が確保されていると認められているものに限る)から移行する場合、イの基準を満たすときは、アの基準を満たさなくてもかまいません。

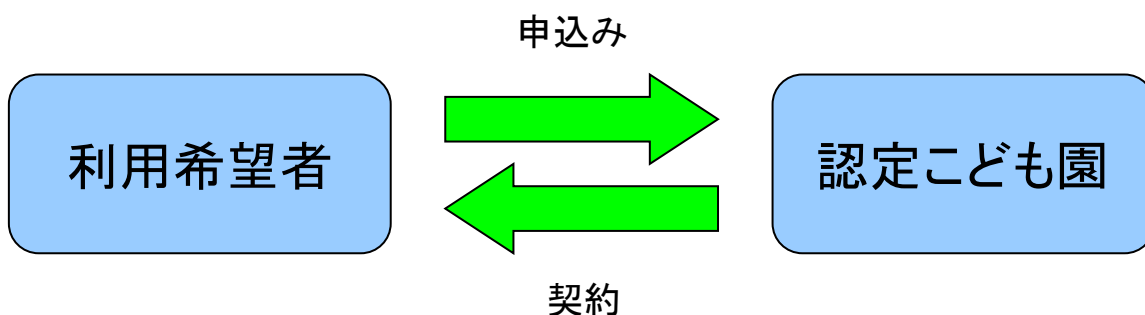
保育所(平成27年3月31日において保育所であって適正な運営が確保されていると認められているものに限る)から移行する場合、アの基準を満たすときは、イの基準を満たさなくてもかまいません。

※その他施設設備の基準の詳細については、以下をご確認ください。

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」
- ・「幼保連携型認定こども園の認可等及び運営に係る実施要綱」

4. 幼保連携型認定こども園の利用手続きについて

幼保連携型認定こども園の認可を受けた施設は、利用者と施設との直接契約による利用となります。



5. 幼保連携型認定こども園である旨の表示

幼保連携型認定こども園の設置者は、建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨の表示（例：「幼保連携」に類する語、「認定」に類する語及び「こども園」に類する語を組み合わせた名称を記載した看板の設置等）をする必要があります。

6. 名称について

1 幼稚園の名称の使用制限について

学校教育法第135条第1項に幼稚園以外の教育施設が名称に幼稚園という文字を用いてはならない旨規定されていますが、平成27年4月1日において幼稚園であり、名称中に幼稚園という文字を用いている場合で幼保連携型認定こども園に移行するときは名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができます。

2 認定こども園の名称について

上記のような例はありますが、利用者、地域住民に対し、認定こども園であることがわかりやすい名称としていただくことが望ましいです。なお、認定こども園でないものが認定こども園及びこれと紛らわしい名称を使用することはできません。

7. 幼保連携型認定こども園認可申請手続き

1 概要

(1) P3で述べたとおり、三重県内において幼保連携型認定こども園を設置する場合には、設置者が知事に認可申請を行い、その認可を受ける必要があります。

また、幼保連携型認定こども園の設置に際し、利用定員の協議及び子育て支援事業等について、市町及び市町教育委員会と協議、連携等の必要があるため、事前に市町及び市町教育委員会と十分に協議をしてください。

(2) 申請書提出先

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2268

(3) 提出部数 1部

8. 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(届出書)一覧表

- 〔 1. 添付書類に漏れのないように確認してください。〕
〔 2. 添付書類はこの順序で編綴してください。〕

	添 付 書 類		様式
1	幼保連携型認定こども園設置認可申請書(届出書)		第1号様式
2	●子育て支援事業等に関する市町との協議書の写し		—
3	認可基準調書		別添第1号
4	幼保連携型認定こども園事業計画書		別添第2号
5	●欠格事由に該当していない旨の誓約書		別添第3号
6	幼保連携型認定こども園園則※		—
7	運営規程(幼保連携型認定こども園園則と兼ねることができる)		—
8	敷地及び施設の配置図(面積がわかるもの)、平面図、立面図、写真(配置図等は、建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合には、施設種別が区別できるようにすること。)		—
9 「経 費 の 見 積 も り 及 び 維 持 方 法」 に つ い て 記 載 し た 書	予算書抄本(開設年度のもの)		—
	●土地及び建物の登記事項証明書		—
	●設置者の印鑑登録証明書		—
	(地方公共団体等から不動産の貸与を受ける場合)		
	●土地・建物使用貸借契約書		—
	●土地使用貸借契約書		—
	●建物使用貸借契約書		—
	●普通預金、当座預金等の残高証明書		—
	●直近の会計年度において当該主体全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないことを証する書類(法人決算書類を提出する場合は、当該施設分の決算内容がわかる書類)		—
	●第1年度～ 第5年度	収支計画書 (資金収支計画書・資金収支計画内訳書)	—
		資金計画書	—
	(地方公共団体等以外の者から不動産の貸与を受ける場合)		
	●地上権設定契約書		—
	●地上権設定登記誓約書		—
	●土地賃貸借契約書		—
	●建物賃貸借契約書		—
	●不動産の地上権又は賃借権の登記事項証明書		—
	●賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であることを証する書類		—

類	●1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を保有していることを証する書類	—
10	経営責任者及び認定こども園の長となる者の履歴書	—
11	○幼保連携型認定こども園設置にかかる条例、規則又は規定案	—
12	●法人の登記事項証明書	—
13	●法人の財産目録	—
14	●法人の貸借対照表	—
15	●法人の定款又は寄附行為、就業規則、給与規定、管理規定等	—
16	建築確認通知書及び検査済み証の写し (新築、改築を伴う場合)	—
17	食育計画	—
18 (給食を外部搬入する場合)	幼保連携型認定こども園給食提供計画書	別添第4号
19	保険加入証等の写し	—
20 (建物等が同一敷地内等に設置されていない場合)	幼保連携型認定こども園の多様な機能を一体的に提供できることが確認できる、次の内容が記載された書類	
	ア 移動距離、移動方法、移動時間	—
	イ 移動時の安全対策	—
	ウ 移動を含めた1日のカリキュラム	—
21	その他知事が必要と認める書類	
22 (社会福祉法人等に経営を委託する場合)	○法人代表者の履歴書	—
	○法人の登記事項証明書	—
	○法人の定款又は寄附行為、就業規則、給与規定、管理規定等	—
	○受託法人との管理委託契約書（案）の写し	—

※幼保連携型認定こども園園則に記載すべき事項(法施行規則第16条関係)

- 一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 四 利用定員及び職員組織に関する事項
- 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 六 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 七 その他施設の管理についての重要事項

**幼保連携型認定こども園設置認可申請書
(届出書)**

年 月 日

三重県知事 あて

設置者
住 所
氏名又は名称
(設置者が法人にあっては、その
代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項(第16条)の規定により、関係書類を添えて幼保連携型認定こども園の設置の認可を申請します。(を届け出ます。)

施設の名称			
施設の所在地			
設置者		経営者	
認定こども園の名称			
認定こども園の長となるべき者の氏名			
認可希望(届出)年月日	年 月 日		
事業開始予定年月日	年 月 日		

	区分		合計	左の年齢別内訳							
				3歳未満児				3歳児 (うち満 3歳児)	4歳以上児		
				0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
認可希望(届出)定員及び利用定員	認可希望(届出)定員(人)	1号認定の子ども					()				
		2号及び3号認定の子ども									
	学級数										
	利用定員(人)	1号認定の子ども									
		2号及び3号認定の子ども									
幼保連携型認定こども園の設置目的											
教育及び保育の目標及び主要内容			教育及び保育の目標及び理念								
			教育及び保育のねらい及び内容の概要								

設 備 及 び 構 造	建物構造		造り		階建て	建築年度		年
	建物延面積		m ²	建物建築面積			m ²	
	敷地面積		m ²	(自己所有 m ² 、借用 m ²)				
	区 分	数 量	面積(m ²)	区 分	数 量	備 考		
	乳児室			飲料水用設備				
	ほふく室			手洗用設備				
	保育室			足洗用設備				
	遊戯室			非常警報設備				
	調理室			消火設備				
	調乳室			放送聴取設備				
	沐浴室			映写設備				
	保健室			水遊び場				
	事務室			園児清浄用設備				
	休憩室							
	職員室							
	図書室							
	会議室							
	倉庫							
	便所							
	廊下・階段							
その他								
合計								
園庭								
備 品 等	屋 内 備 品 等							
	品 名	数 量	品 名	数 量				
	屋 外 備 品 等							
	品 名	数 量	品 名	数 量				

〔記載要領〕

1 認可（届出）希望定員

「1号認定の子ども」には満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第1号）を、「2号及び3号認定の子ども」には保育に必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号）を記載すること。満3歳児については、（ ）に内数にて記載。

2 利用定員

「1号認定の子ども」には満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第1号）を、「2号及び3号認定の子ども」には保育に必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号）を記載すること。

3 認定こども園の認可を受けたい具体的理由

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

4 教育及び保育の目標及び理念

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

5 教育及び保育のねらい及び内容の概要

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

6 用紙の大きさ（以下の様式において同じ。）

日本工業規格A列4番とすること。

7 その他

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

(別添第1号)

認可基準調書

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
2 幼保連携型認定こども園の所在地

3 定員 (人)

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定の子ども							
2号及び3号認定の子ども							

4 建物の状況

(1) 建物(構造別 () 階建、建築年度 年度)

(2) 設備

室 名	保有面積	認可基準面積	適否	備品等						
①園舎 (建物延面積)	m ²	<table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180 m²</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320+100 × (学級数-2) m²</td></tr></table> 学級数(クラス) = m ² ① ①+②+③+④A = m ²	学級数	面積	1学級	180 m ²	2学級以上	320+100 × (学級数-2) m ²	保有面積≧認定基準面積 適	教育・保育に必要な用具を記入
学級数	面積									
1学級	180 m ²									
2学級以上	320+100 × (学級数-2) m ²									
②乳児室	m ²	1. 65m ² ×2歳未満児 (ほふくしない子ども) 定員数(名) = m ² ② 注 1	保有面積≧認定基準面積 適	保育に必要な用具を記入						
③ほふく室	m ²	3. 3m ² ×2歳未満児 (ほふくする子ども) 定員数(名) = m ² ③ 注 2	保有面積≧認定基準面積 適	保育に必要な用具を記入						
④保育室 (3 歳未満児) (3 歳以上児) 遊戯室 ※2 小 計	m ² m ² m ² m ²	1. 98m ² ×(2歳以上児～ 3歳未満の子ども) 定員数(名) = m ² ④A 1. 98m ² ×3歳以上児 定員数(名) = m ² ④B ④A+④B= m ²	保有面積≧認定基準面積 適	教育・保育に必要な用具を記入						

注1 認可申請時はほふくしない子どもの数は0歳児の定員数。

注2 認可申請時はほふくする子どもの数は1歳児の定員数。

調理室	m ²			耐火構造の床
調乳室	m ²			甲種防火戸
沐浴室	m ²			医療器具、医薬品
保健室	m ²			包装材料
湯沸室	m ²			
休憩室	m ²			
職員室	m ²			
相談室	m ²			
ホ－ル	m ²			
倉庫	m ²			
便所	m ²			
	(大 個)			
	(小 個)			
	(乳 個)			
廊下・階段	m ²			
その他	m ²			
※調理室～その他については、各室とも全体の面積を記入すること。				
合計 ※3	m ²			

※3 合計については、建物全体の面積を記載すること。

5 土地の状況

(1)所有形態

(ア)自己所有	(イ)賃借権(期間 年)	(ウ)地上権設定 (期間 年間)	その他() (エ) (期間 年間)
---------	--------------	---------------------	--------------------------

(2)面積

敷地面積	m ²	学級数	面積	滑 台 台
		2学級以下	330+30×(学級数－1) m ²	
		3学級以上	400+80×(学級数－3) m ²	
建築面積	m ²	学級数(10クラス) = m ² C 3. 3m ² ×3歳以上児定員数(名) = m ² C´		ブランコ 台
園庭	m ²	C と C´ のどちらか大きい数 = m ² C´´		砂 場 カ所
※4※5		3. 3m ² ×2歳以上児3歳未満児定員数(名) = m ² D		
その他	m ²	C´´ + D = m ² E(園庭基準面積)		() m ²

※4 既存施設(幼稚園)からの移行の場合、園庭はC+Dの面積以上であればよい。

※5 既存施設(保育所)からの移行の場合、園庭はC´+Dの面積以上であればよい。

6 職員数

認定こども園の長	氏名	年齢	現 職	法施行規則第12条各号(第1号～第16号)に記載の経験年数※6	保有資格(○で囲む)
				第 号 年 第 号 年	保育士 幼稚園教諭
備考※7					

※6 法施行規則第12条各号に記載の経験年数がわかる資料を添付すること。

※7 法施行規則第13条にて園長を任用する場合、法施行規則第12条各号に規定する資格を有する者と同等の資格を有すると認められる根拠等を記載すること(法施行規則第12条の基準を満たさない場合は必ず記載すること)。法施行規則第13条に規定する法施行規則第12条各号に規定する資格を有する者と同等の資格を有すると認められる者とは、園長研修を受講した者若しくは園長研修を受講する予定の者を指す。

		定員			学級数 (クラス)	教育及び保育に 直接従事する者	職員数						
		計	1号認定の子ども	2号及び3号認定の子ども			定数	現員					
認定こども園の長													
従事する者	0歳児												
	1歳児												
	2歳児												
	3歳児												
	4歳児												
	5歳児												
	小計												
調理員等	調理員												
	その他												
計													
嘱託医													

※保育に従事する者の算定

$$\begin{aligned}
 \text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\text{歳児} \times 1/15) \\
 &\quad + \{(4\text{歳及び}5\text{歳児}) \times 1/25\} \\
 &\quad \dots \text{各小数点第2位以下切り捨て} \\
 &= \dots \text{小数点以下四捨五入}
 \end{aligned}$$

「1号認定の子ども」＝共通の利用時間のみの利用を行う子ども

「2号及び3号認定の子ども」＝「1号認定の子ども」以外の子ども

※保育に従事する者及び調理員等の現員職員数は、常勤換算職員数を記入すること。

例 短時間勤務の保育に従事する者及び常勤の保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計

／ 各認定こども園の就業規則等で定めた常勤の保育に従事する者の1か月の勤務時間数

＝ 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)

(注) 上記により難しいものは必要に応じ資料を添付すること。

幼保連携型認定こども園事業計画(報告)書

1 幼保連携型 認定こども園の 名称		
2 開園日数、 開園時間、教育 及び保育時間	開園日数 年間 日 開園時間 時 分 ～ 時 分 教育及び保育時間 (1号認定の子ども) 平日 時 分 ～ 時 分 土曜日 時 分 ～ 時 分 日・祝祭日 時 分 ～ 時 分 (2号及び3号認定の子ども) 平日 時 分 ～ 時 分 土曜日 時 分 ～ 時 分 日・祝祭日 時 分 ～ 時 分 休園日 毎週 曜日 1号認定の子どもに対する長期休暇 月 日 ～ 月 日、 月 日 ～ 月 日 月 日 ～ 月 日	
3 入園してい る子どもの1日 の活動内容	時 間	活 動

5 利用料	(1) 利用者負担額(徴収基準額表は、別に添付すること) (2) 上乗せ徴収 ○事前説明 (有 ・ 無) ○書面同意 (有 ・ 無) (3) 実費徴収 ○保護者の同意 (有 ・ 無) ・給食費 (※給食費については、1号認定の子どもに対する主食、副食費の合計額及び2号認定の子どもに対する主食費を記載すること) ・その他の費用 (4) 預かり保育、延長保育等の利用料 (5) その他(適宜項目を追加すること。)
6 年間行事計画 (結果)	
7 教育及び保育 計画の策定	有 (教育及び保育に関する全体的な計画) 無
8 指導計画の策 定	有 (年間 ・ 学期 ・ 月案 ・ 週案 ・ デイリープログラム) 無
9 職員の研修計 画(結果)	

10 子育て支援事業計画(結果)	(1) 条例第19条及び要綱法施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業 ※市町からの委託事業等は除き在園児対象の事業は含めて記入してください。	
	事業番号 ※	
		【内容】(取組内容ごとに随時、回／月など実施頻度も記入してください)
		【工夫した点】 (取組内容ごとに保護者の参加等への配慮、地域の機関及び人材等の活用など記入してください)
		【対象】(取組内容ごとに記入してください)
		【職員の状況】(取組内容ごとに記入してください)
		【利用料】(取組内容ごとに記入してください)
	(2)(1)以外の子育て支援事業 ※市町からの委託事業等(地域子ども・子育て支援拠点事業、一時預かり事業)やその他の子育て支援事業について記入してください。	
	事業名	
事業概要	【実施内容等】(取組内容ごとに、対象者、職員の状況、実施頻度(随時、回／月)を記入してください)	

	※ 事業番号 ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ② 地域において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業 ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 ※事業を複数実施する(した)場合は、事業ごとに記入すること。				
11 利用者等への 情報提供(開示)	(1) 情報提供の内容 (保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択するために必要な情報 例:開園時間、利用者負担額、園が実施している事業の内容、年間行事計画、1日の活動内容等) (2) 情報提供の方法				
12 入園する子どもの 選考方法					
13 特別な配慮が 必要な子どもの受 入れについての配 慮					
14 保育室の採光 ・換気	窓等採光(良い 普通 悪い) ・ 窓等換気(良い 普通 悪い)				
15 外遊び、外気 浴の実施	実施 (毎日 回／1週間 回) 未実施				
16 子どもの健康 診断	入園時	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施
	入園後	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認 ・ 回／年	未実施

17 職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施 診断書の提出 その他 ） 未実施
	採用後	実施（施設で実施 診断書の提出 その他 ） 未実施
18 感染症への対応	再登園にあたっての取扱い(かかりつけ医の治癒証明書等の提出 有 未実施)	
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施	
19 耐震対策		
20 消火用具の設置	有（消火器 他： ） 無	
21 玄関以外の非常口	有 無 ⇒ 無の場合の避難器具 有（ ） 無	
22 消防計画	有（届出年月日 年 月 日 ・ 未届 ） 無	
23 防災計画	有（策定年月日 年 月 日） 無 ※非常災害発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を策定すること。	
24 避難消火訓練	実施（実施回数 回／年 ・ うち、図上訓練 回／年） 未実施	
25 安全確保	○安全対策 適 不適	
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策(職員研修を含む。)が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)	
	○事故防止 適 不適	
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、子どもが危険な場所等へ進入しないような対策(職員研修を含む。)が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	○緊急時の対策 適 不適	
	不審者の立入防止などの対策や緊急時における子どもの安全対策を確保する体制(職員研修を含む。)が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。	
26 共済・保険加入状況	加入	共済・保険の種類
	※保険契約書等の写し別添	保険事故 (内容)
	未加入	保険金額
27 自己評価、外部評価等の概要		
28 苦情相談体制等の概要		
29 子どもの人権擁護、虐待防止等のための措置	・必要な体制の整備(責任者を設置する等) 有 無 ・研修の実施 有 無 (研修内容) ※研修内容:日時、参加者、研修内容を記載	

年 月 日

欠格事由に該当していない旨の誓約書

三重県知事 あて

所在地

申請者 名称

代表者名

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可の申請を行うにあたり、同法第17条第2項1～6号に該当しない者であることを誓約します。

(参考)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第二項

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの(※2)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの(※3)に該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 五 申請者が、第十九條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知(※4)した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者
- ハ 第二十二條第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの(※3)に該当する場合を除く。）
- ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

- (※1) 国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものとは、学校教育法、児童福祉法、教育職員免許法、生活保護法、社会福祉法、社会福祉及び介護福祉法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法
- (※2) 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものとは、労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、最低賃金法第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定、賃金の支払の確保等に関する法律第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- (※3) 認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとは、都道府県知事が法第十九条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの
- (※4) 通知をするときは、法第十九条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知することとする

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第17条第2項第7号各号に該当しない者であることを誓約する書面

誓 約 書

申請者の役員又はその長の全員が次のいずれにも該当していないことを
誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなるまでの者
- 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの(※1)
の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること
がなくなるまでの者
- 三 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの(※2)により
罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる
までの者
- 四 認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為を
した者
- 五 認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に
係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保
連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日
から起算して5年を経過しない者
- 六 認可の取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分を
しないことを決定する日までの間に廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止に
ついて相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、聴聞通知の日
前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から
起算して5年を経過しない者

年 月 日

申請者（設置者が法人にあってはその代表者名）

〇〇 〇〇

- (※1) 国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものとは、学校教育法、児童福祉法、教育職員免許法、生活保護法、社会福祉法、社会福祉及び介護福祉法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法
- (※2) 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものとは、労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、最低賃金法第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定、賃金の支払の確保等に関する法律第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

幼保連携型認定こども園の名称	
----------------	--

幼保連携型認定こども園給食提供計画(報告)書(外部搬入する場合)

1 幼保連携型認定こども園における調理設備の内容

2 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	幼保連携型認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町 ・ その他
献立等について栄養士による指導を受けられる体制の状況	

3 幼保連携型認定こども園の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者

(2) 献立表を事前確認する(した)者

(3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える(与えた)者

(4) 検食を実施する(した)者

(5) 受託業者が実施する(した)調理業務従事者の健康診断、検便の実施状況・結果、契約履行状況等を確認する(した)者

(6) 子どもの嗜好調査等を実施する(した)者

4 受託業者の体制等

(1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏名	年齢	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定(結果)

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定(結果)

5 給食の実施状況

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数 時 間						

6 食物アレルギー、アトピー等への配慮

7 特段の事情

添付書類

1 調理業務受託業者との契約書の写し

9. 幼保連携型認定こども園認可申請事項等変更届出手続き

1 概要

(1) 幼保連携型認定こども園の設置者は、

① 認可申請の際に申請書に記載した事項

② 施設における教育・保育の内容として、法第28条の規定により地域住民に周知された事項における、次の事項に変更がある場合は、幼保連携型認定こども園認可申請(届出)事項変更届出書(第2号様式)に必要事項を記載し、必要な書類を添付して、変更の日の1月前までに知事に提出してください。

ア 氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 施設の名称および所在地

ウ 子ども・子育て支援法第19条各号に規定する乳児又は幼児の数

エ 幼稚園、保育所、認可外保育施設の別

オ 幼保連携型認定こども園の名称

カ 幼保連携型認定こども園の長の氏名

キ 教育および保育の目標および理念

ク 教育および保育のねらいおよび内容の概要

ケ 開園日数・開園時間

コ 子育て支援事業(※事前に市町と協議してください。)

サ 利用料、施設の概要(職員配置、施設設備等の概要、学級数)

(2) 変更届出書提出先

申請の際の窓口と同じ

(3) 提出部数

1部

第2号様式

幼保連携型認定こども園認可申請(届出)
事項変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあつては、その
代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて幼保連携型認定こども園の認可申請(届出)事項の変更を届け出ます。

幼保連携型認定こども園 の名称	
幼保連携型認定こども園 の所在地	
変更する事項および内容	
変更して実施する年月日	年 月 日
変更する具体的理由	

添付書類

- 1 変更事項に係る市町長の意見書(私立のみ)
- 2 認可(届出)基準調書(別添第1号)
- 3 変更事項に係る条例、規則又は規程の写し(公立のみ)
- 4 定款又は寄附行為の写し(私立のみ)
- 5 経営者の履歴書(経営責任者変更の場合)
- 6 その他変更内容が確認できるもの

10. 幼保連携型認定こども園運営状況報告手続き

1 概要

- (1) 認可および認可の取消しの権限を有している知事が、幼保連携型認定こども園の運営状況を的確に把握するために、その設置者は毎年の報告義務が課せられています。

設置者は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書(第3号方式)に必要な事項を記載し、必要な書類を添付して、毎年7月31日までに知事に報告してください。

また、知事は、定期的な報告のほか、幼保連携型認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、幼保連携型認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができます。

なお、設置者は知事が報告に係る事項について調査を行う場合には、その調査に協力しなければなりません。

- (2) 報告書提出先

申請の際の窓口と同じ

- (3) 提出部数

1部

第3号様式

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあつては、その
代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の運営状況について、次のとおり報告します。

幼保連携型認定こども園の名称									
幼保連携型認定こども園の所在地									
子ども・子育て支援法第19条各号に規定する乳児又は幼児の数 (月 日 現在)	区 分	3歳未満児				3歳児	4歳以上児		
		0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
	1号認定の子ども(人)								
	2号および3号認定の子ども(人)								
	計								

添付書類

- 1 認可(届出)基準調書(別添第1号)
- 2 幼保連携型認定こども園事業報告書(別添第2号)
- 3 食育計画の実施状況
- 4 幼保連携型認定こども園給食提供結果報告書(別添第3号)
- 5 前年度決算書および当年度予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

11. 幼保連携型認定こども園廃止(休止)の承認申請(届出)手続き

1 概要

(1) 幼保連携型認定こども園を廃止(休止)する場合は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書(届出書)に必要事項を記載し、必要な書類を添付して、廃止(休止)の日の1月前までに知事に提出してください。

(2) 廃止(休止)認可申請書(届出書)提出先
申請の際の窓口と同じ

(3) 提出部数
1部

第4号様式

幼保連携型認定こども園廃止（休止）
認可申請書（届出書）

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

（設置者が法人にあつては、その
代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項（第16条）の規定により、関係書類を添えて幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可を申請します。（を届け出ます。）。

幼保連携型認定こども園 の名称	
幼保連携型認定こども園 の所在地	
設 置 者	
経 営 者	
廃 止（ 休 止 ） 年 月 日	年 月 日
幼保連携型認定こども園 を廃止（休止）しようとする 具体的理由	
園児の処置	

添付書類

- 1 市町長の意見書（私立のみ）
- 2 定款又は寄附行為変更認可申請又は解散認可申請手続きの状況（私立のみ）
- 3 条例、規則の改廃（案）（公立のみ）
- 4 財産の処分（別紙）
- 5 この申請書（届出書）の記載事項に関する説明又は補足をするため必要と認められる書類

(別紙)

財産の処分

財産目録

1 資産の部	金	円
(1) 基本財産	金	円
内訳		
(イ)建物		
所在地		
構造		
面積	m ²	
評価額	円	
(ロ)土地		
所在地		
面積	m ²	
評価額	円	
(2)運用財産	金	円
内訳		
(イ)付帯設備		
(A)		円
(B)		円
(C)		円
(ロ)什器備品類		
(A)		円
(B)		円
(C)		円
(ハ)現金		
銀行預金		円
2 負債の部		円
3 差引純財産(1－2)		円
4 財産の利用および処分方法		

(注)各項目書ききれない場合は、適宜別紙とすること。

12. 幼保連携型認定こども園の設置者の変更等認可申請等手続き

1 概要

- (1)市町が設置する幼保連携型認定こども園の設置者の変更については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条第1項により県知事に届け出ることとされていますので、同法施行規則第18条の規定に基づき、当該設置者の変更に関係する者が届出書に連署して、変更前及び変更後の同法施行規則第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えて提出して下さい。

市町以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の場合は、同法第17条第1項により県知事の認可を受けることとされており、同法施行規則第18条の規定に基づき、当該設置者の変更に関係する者が認可申請書に連署して、上記と同様の内容を記載した書類を添えて提出して下さい。

- (2)変更届出書提出先

申請の際の窓口と同じ

- (3)提出部数

1部

幼保連携型認定こども園の設置者の 変更等認可申請書(届出書)

年 月 日

三重県知事 あて

変更前の設置者	住 所 氏名又は名称 (設置者が法人にあつては、その 代表者の氏名)
変更後の設置者	住 所 氏名又は名称 (設置者が法人にあつては、その 代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項(第16条)の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を申請します。(を届け出ます。)

1 概要

	変 更 前	変 更 後
名 称		
所 在 地		
園長の氏名		

備考 園長とは、幼保連携型認定こども園の長(幼保連携型認定こども園の事業を管理する者をいう。)となるべき者をいう。

2 利用定員

(1) 変更前

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
1号認定の子ども	人	人	人
2号および3号認定の子ども	人	人	人
計	人	人	人

備考 認可申請(届出)の日の前日における利用定員を記載すること。

(2) 変更後

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
1号認定の子ども	人	人	人
2号および3号認定の子ども	人	人	人
計	人	人	人

3 子育て支援事業

(1) 変更前

該当する事業の番号	実施予定の事業の名称

(2) 変更後

該当する事業の番号	実施予定の事業の名称

備考

- 1 該当する事業の番号の欄には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号のうち該当する号の数字を記入すること。
- 2 実施予定の事業の名称の欄には、(1)にあつては現在実施している事業の名称を、(2)にあつては設置者の変更後に実施予定の事業の名称を全て記入すること。

添付書類

- 1 幼保連携型認定こども園において実施する教育又は保育の目標および主な内容を記載した書類
- 2 幼保連携型認定こども園の目的を記載した書類
- 3 園地、園舎その他設備の規模および構造を記載した書類並びにその図面
- 4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- 5 経費の見積りおよび維持の方法を記載した書類
- 6 変更の理由および時期を記載した書類
- 7 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準を定める条例（平成26年三重県条例第177号）に規定する基準に適合していることを証する書類
- 8 園地、園舎、備品等の所有者が設置者以外の者であるときは、所有者の同意書又は貸借契約書の写し
- 9 職員の履歴書
- 10 職員の資格が法令によって規定されている者については、当該資格を有していることを証する免許証等の写し
- 11 4の規程以外の幼保連携型認定こども園における諸規程

- 12 幼保連携型認定こども園の設置に係る理事会，評議員会等の決議録の写し(私立のみ)
- 13 設置者の定款又は寄附行為(私立のみ)
- 14 設置者の登記事項証明書(私立のみ)
- 15 設置者の財産目録および資産証明書(私立のみ)
- 16 代表者の履歴書(私立のみ)
- 17 この届出書(申請書)の記載事項に関する説明又は補足をするため必要と認められる書類

備考

添付書類は，変更前および変更後のそれぞれについて作成すること。ただし，変更前および変更後の書類が同一のものとなる場合、変更後の書類を省略することができる。

13. 各種申請届出添付様式例

【様式例1】

年 月 日

〇〇〇市町長 様

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあつては、その
代表者の氏名)

認定こども園〇〇〇〇〇で計画する子育て支援事業について(協議)

このことについて、認定申請を予定する認定こども園〇〇〇〇〇で、下記のとおり子育て支援事業を計画しましたので協議します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 認定こども園の名称

4 実施を計画する子育て支援事業

(事業名、事業の内容・回数、職員の状況等を記載)

【様式例3】

第 号
年 月 日

設置者 様

市町長

認定こども園〇〇〇〇〇で計画する子育て支援事業の協議書

このことについて、協議のあった認定こども園〇〇〇〇〇で計画する子育て支援事業について、下記のとおり回答します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定こども園の名称
- 4 協議年月日
- 5 実施を計画する子育て支援事業に対する市町の意見

【様式例4】

土地・建物使用貸借契約書

土地および建物の使用貸借について、〇〇市(町)(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約物件)

第1条 甲は、その所有に係る次の土地および建物(以下「契約物件」という。)を〇〇〇〇の用に供させるため、乙に無償で使用させるものとする。

- (1) 土地
地番
地目および面積
- (2) 建物
所在地
構造
面積

(有効期間)

第2条 この契約の有効期間は、この契約の締結の日から〇年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからもなんらの申出がないときは、この契約は、更に〇年間延長されたものとし、以後この例による。

(維持費の負担)

第3条 乙は、契約物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、維持補修に要する費用は、乙の負担とする。

(増改築等の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾を得ないで、契約物件に造作を加え、もしくは増改築し、又は既存物を取り壊すなど契約物件の現状を変更するような行為をしてはならないものとする。

(転貸等の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を他人に使用させ、又は使用目的外に使用してはならないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、催告の手續を要しないでこの契約を解除することができるものとする。この場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その損害の責めを負わないものとする。

第7条 甲は、契約物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙が損失を受けるときは、甲乙協議してその損失の補償をするものとする。

(原状回復)

第8条 この契約の有効期間が満了したとき、もしくはこの使用目的が終わったとき、又は前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙は、甲の指定する期日までに自己の負担において契約物件を原状に復し、甲に返還するものとする。

2 乙が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、甲は、乙に代わってこれを施行し、その費用は乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めるものを除くほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【様式例5】

土地使用貸借契約書

土地の使用貸借について、貸付人〇〇市(町)(以下「甲」という。)と借受人〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

(1) 所在および地番

(2) 地 目

(3) 地 積

(貸付期間)

第2条 土地の貸付期間(以下「貸付期間」という。)は、〇年〇月〇日から
〇年〇月〇日までとする。

2 乙は、貸付期間を延長しようとするときは、当該貸付期間満了の日の〇日前までに、所定の普通財産貸付申請書を甲に提出しなければならない。

(土地の引渡し)

第3条 甲は、貸付期間の初日に土地をその所在する場所において乙に提供するものとする。

(指定用途)

第4条 乙は、土地を〇〇〇〇の用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

(指定期日)

第5条 乙は、提供を受けた土地を遅くとも 年 月 日(以下「指定期日」という。)から指定用途に供しなければならない。

(指定期日の変更)

第6条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、指定期日の変更を必要とするときは、詳細な理由を付した書面により甲の承認を受けなければならない。

2 前項の定めによる甲の承認は、書面によるものとする。

(指定用途への供用の一時中止等)

第7条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、土地の全部又は一部について指定用途への供用の一時中止又は指定用途の変更を必要とするときは、詳細な理由を付した書面により甲の承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(土地の維持管理)

第8条 乙は、土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(土地の転貸等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を受けずに土地を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(土地の現状変更)

第10条 乙は、土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 土地の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(実地調査等)

第12条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由がなくてその調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第6条第1項又は第7条第1項の定めによる甲の承認を受けたときを除くほか、土地を指定期日までに指定用途に供さなかったとき、又は正当な理由がなくて前条に定める実地調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ったとき 当該違反確認時の土地の時価の○分の○に相当する金額

(2) 第7条第1項又は第9条の定めによる甲の承認を受けたときを除くほか、土地を指定用途以外の用途に供したとき又は第三者に転貸し、もしくはその使用权を譲渡したとき 当該違反確認時の土地の時価の○分の○に相当する金額

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において土地を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

2 乙は、前項第1号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

3 乙は、前項第2号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその補償を請求することができるものとする。

(土地の返還)

第 15 条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条第 1 項の定めによりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、もしくは損傷しているとき又は甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第 16 条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第 14 条第 1 項第 1 号の定めによりこの契約を解除された場合において、土地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

（損害賠償）

第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 18 条 この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の解決）

第 19 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

（履行の決定）

第 20 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

貸付人

借受人

【様式例 6】

建物使用貸借契約書

〇〇市(町)(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、建物の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的物件）

第 1 条 甲は、その所有する次の建物を乙に無償で貸し付ける。

(1) 所在地

(2) 構造

(3) 面積

（用途）

第 2 条 乙は、前条の建物(以下「目的物件」という。)を〇〇〇〇用として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

(指定用途に供すべき始期)

第3条 乙は、目的物件を○年○月○日までに、前項に規定する用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第4条 乙は、目的物件を前条に規定する日から使用貸借の期間の満了の日までの間、引き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間)

第5条 使用貸借の期間は、この契約締結の日から○年○月○日までとする。

(物件の引渡し)

第6条 甲は、目的物件を契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡すものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(譲渡および転貸の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、目的物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、甲の承諾がなければ、目的物件の模様替えその他目的物件の原状を変更してはならない。

3 乙は、前項の承諾を受けようとするときは、事前に詳細な理由を記載した書面により申し出なければならない。

4 甲は、乙から前項の申出があったときは、遅滞無く事情を調査し、その申出に対する結果を書面により通知するものとする。

(修繕義務等)

第10条 乙は、目的物件の修繕義務を負うものとする。

2 乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用を負担する。

(滅失又はき損の通知)

第11条 乙は、目的物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により目的物件をき損した場合において、甲が要求するときは、乙の負担において目的物件を原状に復さなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、使用貸借の期間中において、その職員をして随時に乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問させ、関係書類その他目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の実地調査を拒み、もしくは妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(不可抗力による契約の失効)

第 14 条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は、直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

(解除)

第 15 条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において目的物件を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

(2) 乙が第4条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。

(3) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

(原状回復義務)

第 16 条 乙は、使用貸借の期間が満了した場合にあってはその満了の日に、この契約が解除された場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の費用で目的物件を原状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、目的物件を原状に復し、乙からその費用を徴収することができる。

3 乙は、第1項本文に規定する日までに目的物件を原状に復さないときは、同項ただし書の規定による場合を除き、同項本文に規定する日の翌日から乙又は甲が目的物件を原状に復した日までの日数1日につき〇〇〇円の損害金を甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 17 条 乙は、この契約が終了した場合において、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い必要とする電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 19 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 21 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

【様式例7】

資金収支計画書

(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

勘 定 科 目			予 算	備 考
経 常 活 動 に よ る 収 支	収 入	介護保険収入		
		利用料収入		
		措置費収入		
		運営費収入		
		私的契約利用料収入		
		〇〇事業収入		
		経常経費補助金収入		
		寄附金収入		
		雑収入		
		借入金利息補助金収入		
		受取利息配当金収入		
		会計単位間繰入金収入		
		経理区分間繰入金収入		
		経常収入計 (1)		
	支 出	人件費支出		
		事務費支出		
		事業費支出		
		借入金利息支出		
		経理区分間繰入金支出		
		経常支出計 (2)		
	経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)			
施 設 整 備 等 に よ る 収 支	収 入	施設整備等補助金収入		
		施設整備等寄附金収入		
		固定資産売却収入		
		施設整備等収入計 (4)		
	支 出	固定資産取得支出 元入金支出		
		施設整備等支出計 (5)		
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)			
財 務 活 動	収 入	借入金収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入		
		財務収入計 (7)		

に よ る 収 支	支 出	借入金元金償還金支出		
		投資有価証券取得支出		
		積立預金積立支出		
	その他の支出			
		流動資産評価減等による資金減少額等		
		財務支出計（8）		
	財務活動資金収支差額（9）=（7）-（8）			
予備費（10）				
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）				

前期末支払資金残高 (12)		
当期末支払資金残高 (11)+(12)		

(注) 予備費の使用額は、当該科目に振替えて記載する。

【様式例8】

資金収支計画内訳表

(自) ○年○月○日 (至) ○年○月○日

勘 定 科 目			合 計	本 部	〇〇園	△△所
経 常 活 動 に よ る 収 入	収 入	介護保険収入 介護保険収入 利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入 雑収入 雑収入 借入金利息補助金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経理区分間繰入金収入				
		経常収入計 (1)				
支	支	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費				

	支出	事務費支出 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費 事業費支出 給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 〇〇費 雑費 借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出				
		經常支出計 (2)				
		經常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)				
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 固定資産売却収入 器具および備品売却収入 車輛運搬具売却収入 〇〇売却収入				
		施設整備等収入計 (4)				
	支出	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出 元入金支出 公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出				
		施設整備等支出計 (5)				
		施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)				

財務活動による収支	収入	借入金収入 設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入 その他の収入 長期貸付金回収収入 〇〇収入					
		財務収入計（7）					
	支出	借入金元金償還金支出 設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 〇〇積立預金積立支出 その他の支出 長期貸付金支出 〇〇支出 流動資産評価減等による資金減少額等 徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損					
			財務支出計（8）				
		財務活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）					
	予備費（10）						
	当期資金収支差額合計（11）＝（3）＋（6）＋（9）－（10）						

前期末支払資金残高（12）				
当期末支払資金残高（11）＋（12）				

【様式例9】

資金計画書

(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

必要な資金		金 額	調達方法	金 額
経 常 活 動	人件費支出			
	事務費支出			
	事業費支出			
	借入金利息支出			
	経理区分間繰入金支出			
経常支出計 (1)				
施 設 整	固定資産取得支出			
	元入金支出			

備 等	施設整備等支出計 (2)			
財 務 活 動	借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等			
	財務支出計 (3)			
	合 計 (4)=(1)+(2)+(3)			

【様式例 10】

地上権設定契約書

土地所有者〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。

(地上権設定の目的)

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を〇〇〇〇の用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

(契約期間)

第2条 前条の地上権の契約期間は、 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

(地代)

第3条 地代は無償とする。

(登記)

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

(土地の維持管理)

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出または崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通作成し、各1通を保持する。

年 月 日

甲

乙

土地の表示

1 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

2 地 目 宅地

3 公簿面積 m²

注1 認定申請書には契約書原本の写しを添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

【様式例 11】

地上権設定登記誓約書

このたび、〇〇〇〇用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、認定こども園認定後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名(所有者)

実印

三 重 県 知 事 〇〇〇〇あて

【様式例 12】

土地賃貸借契約書

貸地人〇〇〇〇を甲として借地人〇〇〇〇を乙として、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 貸借物件 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

土地 〇〇㎡

2 貸借の条件

(目 的)

第1条 この土地は、〇〇〇〇経営の〇〇〇〇敷地にあてため賃借する。

(期 間)

第2条 貸借の期間は、〇年〇月〇日から前条の目的によって使用する期間とする。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、〇〇円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約を解除することができる。

(返 還)

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【様式例 13】

建物質貸借契約書

貸地人〇〇〇〇を甲として借地人〇〇〇〇を乙として、建物の質貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 貸借物件 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番所在の〇〇造〇階建建物
1棟 延べ〇〇㎡

2 貸借の条件

(目 的)

第1条 この建物は、〇〇〇〇経営の〇〇〇〇の建物にあてるため質借する。

(期 間)

第2条 貸借の期間は、〇年〇月〇日から前条の目的によって使用する期間とする。

(質貸料)

第3条 質貸料は、〇〇円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる建物を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約を解除することができる。

(返 還)

第6条 乙は、この契約による建物を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【様式例 14】

財産目録

○年○月○日現在

資産・負債の内訳	金 額
I 資産の部 1 流動資産 現金預金 現金 現金手許有高 普通預金 ○○銀行 ○○支店 未集金 ○月分保険料 流動資産合計 2 固定資産 (1)基本財産 建物 所在○○ 家屋番号○○ 種別○○ 土地 所在地番○○ 地目○○ 定期預金 ○○銀行 ○○支店 基本財産合計 (2)その他の固定資産 車輛運搬具 車輛 No. * * * ○○特定預金 ○○銀行 ○○支店 その他の固定資産合計 固定資産合計 資産合計	
II 負債の部 1 流動負債 短期運営資金借入金 ○○銀行 ○○支店 未払金 ○月分光熱水費 預り金 ○月分源泉所得税 流動負債合計 2 固定負債 設備資金借入金 社会福祉・医療事業団 ○○支店 固定負債合計 負債合計	
差引純資産	

脚注

1 減価償却費の累計額 * * * 円

2 徴収不能引当金の額 * * * 円

注記

1 重要な会計方針

(1)貯蔵品の評価方法 総平均法

(2)有価証券の評価方法 移動平均法

(3)退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給に備えるため、〇〇により計算した退職給与引当金を計上している。

2 重要な会計方針の変更

.....

3 基本財産の増加

建物(〇〇〇〇) * * * 円

土地(〇〇用敷地) * * * 円

4 基本金および国庫補助金等特別積立金の取り崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金 * * * 円および国庫補助金等特別積立金 * * * を取り崩した。

5 担保に供されている資産の種類および金額

基本財産建物 * * * 円

基本財産土地 * * * 円

.... * * * 円

担保している債務の種類および金額

設備資金借入金 * * * 円

〇〇借入金 * * * 円

6 重要な後発事象

.....

【様式例 15】

貸借対照表

(自) ○年○月○日 (至) ○年○月○日

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資			
有価証券				金借入金			
未収金				未払金			
貯蔵品				預り金			
立替金				前受金			
前払金				仮受金			
短期貸付金				〇〇引当金			
仮払金				その他の			
その他の流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借			
建物				入金			
土地				長期運営資			
基本財産				金借入金			
特定預金				退職給与引			
				当金			
				〇〇引当金			
その他の固定資産				負債の部合			
				計			
建物				純資産の部			
構築物				基本金			
機械および装置				基本金			
車両運搬具				国庫補助金等			
器具および備品				特別積立金			
土地				その他の			
建設仮勘定				積立金			
権利				〇〇積立金			
				次期繰越活動			
				収支差額			

投資有価証券				次期繰越活 動収支差額 (うち当期活 動 収 支 差 額)			
長期貸付金							
公益事業							
会計元入金							
収益事業							
会計元入金							
措置施設繰越							
特定預金				純 資 産 の 部 合 計			
〇〇積立預金							
その他の							
固定資産							
資産の部 合 計				負 債 お よ び 純資産の部 合 計			